

第8回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年2月9日(金)
午後2時00分～午後3時45分
2. 場 所 遠賀町役場
車庫棟2階 第6会議室

第 8 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1 . 日時 平成 3 0 年 2 月 9 日 (金) 午後 2 時 0 0 分 ~ 午後 3 時 4 5 分

2 . 場所 遠賀町役場 車庫棟 2 階 第 6 会議室

3 . 出席委員 (1 5 名)

議 長	1 番	三原	高志
副 議 長	2 番	安藤	敏生
委 員	3 番	瓜生	保司
委 員	4 番	米田	かおる
委 員	5 番	矢野	英昭
委 員	6 番	芳村	正博
委 員	7 番	松井	悟
委 員	8 番	花川	健二

委 員	1 番	秦	茂美
委 員	2 番	古野	一寿
委 員	3 番	高崎	洋介
委 員	4 番	舩添	博孝
委 員	5 番	秦	茂美
委 員	6 番	高山	和幸
委 員	7 番	和田	利郎

4 . 2 月の農業相談委員

2 番 安藤 敏生 委員

3 番 瓜生 保司 委員

5 . 議事日程

(1) 付議案件

農地法第 5 条の規定による許可申請について ()

農地法第5条の規定による許可申請について

(株) 代表取締役)

農地法第5条の規定による許可申請について

(他1名)

(2) 報告案件

農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

荒廃農地調査におけるB分類(再生不可能)農地の非農地判断
について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	池田 知致
事務局職員	安部 真介
事務局職員	高島 健次

開 会 2 時 0 0 分

議長 皆さん。こんにちは。

議長 今日は遠賀中間地区の地区研修会が後に控えていますので皆さんよろしくお
願いします。

それではただいまから総会を始めます。本日の出席委員は、農業委員8名中
8名、推進委員7名中7名の出席となっております。農業委員の過半数の出
席があり、総会が成立しています。

よって、ただ今より第8回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番安藤敏生委員、3番瓜生保司委
員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第5条許
可申請関係3件となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
借受人が久留米市にお住まいの 氏、貸渡人が木守にお住まいの
 氏です。申請地が3ページの字図にありますように、大字木守字猪熊
6 2 1 番 1、地目が田、面積が2 6 8 m²です。農地区域が農業振興地域内非
農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっています。申請目的は
自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をして
おります。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいた
だいております。4ページが現況平面図、5ページが土地利用計画図および縦
横断図、6ページが被害防除計画書で排水は雨水排水が自然流下および雨水
浸透枴、汚水排水が公共下水道への接続となっています。7ページが関係
者説明に関する調査票となっております。
続きまして8ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定に
よる許可申請についてでございます。借受人が朝倉市の(株) 代表
取締役 氏、貸渡人が上別府にお住まいの 氏で、申請地が1
0ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟4 6 0 番 他3筆、地
目が田、合計面積が4, 0 6 4 m²です。農地区域が農業振興地域外、土地の用
途区分が第一種住居地域の第3種農地となっております。申請目的は店舗建
設です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営
農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。
1 1ページが現況平面図、1 2ページが土地利用計画図、1 3～1 5ページ
が造成計画図から横断図になっています。1 6ページが事業計画書、1 7ペ
ージが被害防除計画書で排水は雨水が溜枴、汚水が公共下水道接続となっ
ています。1 8ページが関係者説明に関する調査票となっております。なお、
この案件につきましては3, 0 0 0 m²を超える案件であるため、この総会で後
程、許可相当と判断されましたら県の常設審議委員会に諮る予定となっ
ております。
続きまして1 9ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定に
よる許可申請についてでございます。借受人が鬼津にお住まいの 氏、
他1名、貸渡人が同じく鬼津にお住まいの 氏です。申請地が2 1ペ
ージの字図にありますように、大字尾崎字蟹喰3 1 6 番 2 他1筆、地目が

田、合計面積が308㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。22ページが現況平面図および土地利用計画図および縦横断図、23ページが被害防除計画書で排水は雨水排水が溜桝、汚水排水が農業集落排水への接続、24ページが関係者説明に関する調査票となっております。

以上が現地調査を伴う案件であります。

現地調査に行く前に3年3作について説明し、農地法3条の申請に明文化することについて説明。

議長

質疑は後程します。それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 2 時 1 5 分

- 現地調査後 -

再 開 3 時 0 0 分

議長

再開します。

それでは、付議案件 を議題に供します。

まずは、地区担当の芳村正博委員からご報告をお願いします。

地元委員
(6番)

何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長

無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認

される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の花川健二委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。
(8番)

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。
(8番)

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認

される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。
議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。
それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案書の25ページをご覧ください。報告案件 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
今月の合意解約ですが、借受人の都合による解約12件、中間管理事業をするための解約36件となっております。

議長 ありがとうございます。
本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

それでは、その他の案件 、荒廃農地調査におけるB分類（再生不可能）農地について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件 荒廃農地調査におけるB分類（再生不可能）農地の非農地判断について事務局より説明。

【質疑応答】

議長 はい、それではその他皆さんの方からございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 ないようでございますので、以上をもって、第8回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 3 時 4 5 分